

# 委 託 契 約 書

委託者一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県立美術館長 笠原 美智子（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、長野県立美術館に関する委託契約を締結する。

## （総則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## （委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- 業務の名称 長野県立美術館警備業務
- 業務の内容 別添仕様書の通り

## （履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

## （委託料）

第4条 委託料は、金○○○○○○円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金○○○○○○○○円）

対象年度	契約金額の内訳	
2026年度	○○○○○○円	（うち、消費税○○○○○○円）
2027年度	○○○○○○円	（うち、消費税○○○○○○円）
2028年度	○○○○○○円	（うち、消費税○○○○○○円）
2029年度	○○○○○○円	（うち、消費税○○○○○○円）
2030年度	○○○○○○円	（うち、消費税○○○○○○円）

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は、金○○○○○○円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかった場合は、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

## （委託業務の処理方法等）

第6条 乙は、別添の警備委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

## （調査等）

第7条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(成果の報告)

第8条 乙は、第3条の委託期間内に委託業務の成果に関する報告書等を定期的に甲へ提出しなければならない。

(確認等)

第9条 甲は、乙からの成果に関する報告書等の提出を受けたときは、確認をしたうえ当該報告書等の引き渡しを受けるものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、四半期、金〇〇〇〇〇〇〇円の支払い請求書を7月、10月、1月、4月の5日までに甲に提出して代金を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払い請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該代金乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に基づく警備業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により、甲に与えた人的、物的損害について、次の賠償額を限度として、その損害を賠償するものとする。

- |             |        |      |
|-------------|--------|------|
| (1) 対人賠償    | 1名につき  | 5千万円 |
|             | 1事故につき | 10億円 |
| (2) 対物賠償    | 1事故につき | 10億円 |
| (3) 対人・対物賠償 | 1事故につき | 10億円 |

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の変更等)

第14条 甲は、この契約締結後の事由により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して変更契約書を作成するものとする。

(契約解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間において業務を遂行することができなくなったとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第16条 甲は、甲の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合はこの契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規程によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 17 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を執行しないときは、当該期間の日数に応じ、委託料の日割りの金額に対し年 2.6%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 10 条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第 15 条の規定により契約が解除されたときは、第 5 条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 委託者は、前項の場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 18 条 受託者は、第 15 条第 1 項各号に該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 15 条第 1 項第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 19 条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 職・氏名 指定管理者  
一般財団法人長野県文化振興事業団  
長野県立美術館長 笠原 美智子 印

乙 住 所 ○○○○○○  
法 人 名 ○○○○○○  
代表者職・氏名 ○○○○○○ ○○○○○○ 印